九　申請者又は監理支援機関において、育成就労外国人との間で、育成就労計画と反する内容の取決めをしていないこと。

十　単独型育成就労に係るものである場合にあっては申請者が、監理型育成就労に係るものである場合にあっては申請者及び監理支援機関が次のいずれにも該当すること。

イ　過去一年以内に、申請者又は監理支援機関の責めに帰すべき事由により育成就労外国人の行方不明者を発生させていないこと。

ロ　過去一年以内に、申請に係る育成就労外国人に従事させる業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。

(1)　定年その他これに準ずる理由により退職した者

(2)　自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者

(3)　期間の定めのある労働契約（以下この(3)において「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である育成就労実施者が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者

(4)　自発的に離職した者

ハ　労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

ニ　次に掲げる行為をしていないこと。

(1)　取次送出機関又は外国の準備機関から、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けること。

(2)　取次送出機関又は外国の準備機関に対し、社会通念上相当と認められる程度を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待の要求をし、又はその申込みを承諾すること。

十一　育成就労外国人に対する指導体制その他の育成就労を継続して行わせる体制が適切に整備されていること。

十二　育成就労外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。

十三　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（育成就労責任者の選任）

第十六条　法第九条第一項第六号及び第二項第五号（これらを法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する育成就労責任者の選任は、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、次の各号のいずれにも該当する者の中からしなければならない。

一　過去三年以内に育成就労責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者

二　自己以外の育成就労指導員、生活相談員その他の育成就労に関与する職員を監督することができる立場にある者

三　次のいずれにも該当しない者

イ　法第十条第一号から第十号までのいずれかに該当する者

ロ　未成年者

（単独型育成就労実施者の監査の体制の基準）

第十七条　法第九条第一項第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　次のいずれにも該当する者に、単独型育成就労実施者が認定育成就労計画に従って単独型育成就労を行っているかどうか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の単独型育成就労の適正な実施及び単独型育成就労外国人の保護に関する事項についての監査を行わせることとしていること。

イ　過去三年以内に当該監査を担当する者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者

ロ　育成就労外国人を監督する立場にない者その他の当該監査を中立に実施できる立場にある者

ハ　次のいずれにも該当しない者

(1)　法第十条第一号から第十号までのいずれかに該当する者

(2)　未成年者

二　当該監査を担当する者が単独型育成就労外国人及びその監督をする立場にある者と三月に一回以上の頻度で面談を行うこととしていること。

三　当該監査を担当する者が三月に一回以上の頻度で実地による確認を行う方法により当該監査を行うこととしていること。

四　当該監査の状況に係る書類を作成することとしていること。

五　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（育成就労外国人の待遇の基準）

第十八条　法第九条第一項第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　単独型育成就労に係るものである場合は、申請者が次のいずれにも該当すること。

イ　育成就労外国人のための適切な宿泊施設を確保していること。

ロ　手当の支給その他の方法により、育成就労外国人が入国後講習に専念するための措置を講じていること。

二　監理型育成就労に係るものである場合は、次のいずれにも該当すること。

イ　申請者又は監理支援機関が育成就労外国人のための適切な宿泊施設を確保していること。

ロ　申請者又は監理支援機関が、手当の支給その他の方法により、育成就労外国人が入国後講習に専念するための措置を講じていること。

ハ　法第二十八条第二項の規定により監理支援費として徴収される費用について、直接又は間接に監理型育成就労外国人に負担させないこととしていること。

三　食費、居住費その他名目のいかんを問わず育成就労外国人が定期に負担する費用について、当該育成就労外国人が、当該費用の対価として供与される食事、宿泊施設その他の利益の内容を十分に理解した上で申請者との間で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であること。